

# 大正区地域医薬品提供体制協議会規則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本協議会は、「大正区地域医薬品提供体制協議会」(以下「協議会」という)と称する。

### 第2条(目的)

協議会は、大正区における医薬品提供体制の整備・強化を図るため、薬局・薬剤師間の連携促進、行政・医療機関との協働、住民への安定的な医薬品供給体制の構築を目的とする。

### 第3条(所掌事項)

協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

1. 地域薬局機能の把握・リスト化
2. 夜間・休日対応体制の整備
3. 在宅医療における薬剤師連携体制の構築
4. 災害・感染症パンデミック時の医薬品供給体制の整備
5. 地域医薬品集(フォーミュラリ)の策定・運用
6. 非会員薬局との公平な参画条件の整備
7. その他、地域医薬品提供体制の推進に必要な事項

## 第2章 構成

### 第4条(構成員)

協議会は、以下の構成員により組織する。

1. 大正区薬剤師会の代表者
2. 大正内の薬局代表者(会員外薬局を含む)
3. 大正区役所の関係部署職員(健康推進課等)
4. 医師会、歯科医師会
5. 必要に応じて、学識経験者または外部専門家

### 第5条(任期)

構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第3章 運営

## **第 6 条(会議)**

協議会は、年 1 回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時会議を開催する。

## **第 7 条(地域薬局連絡会)**

1. 協議会は、大正区内のすべての薬局を対象とした「地域薬局連絡会」を設置する。
2. 地域薬局連絡会に参加する薬局は、大正区地域医薬品提供体制協議会の決定に従い、医薬品提供体制の運営に協力する。

## **第 8 条(議長)**

協議会に議長を置き、大正区薬剤師会の代表者がこれを務める。

## **第 9 条(決議)**

協議会の決議は、出席構成員(委任状を含む)の過半数の賛成をもって決する。

## **第 10 条(事務局)**

協議会および地域薬局連絡会の事務局は、大正区薬剤師会に設置する。

## **第 11 条(運営委員会)**

協議会の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する。運営委員会は、地域薬局連絡会構成員の中から選出された委員により構成され、協議会の議題整理、資料作成、関係機関との調整等を担う。

## **第 4 章 その他**

### **第 12 条(費用負担)**

協議会の運営に係る費用は、事務局が算定した実費相当額を基準とし、協議会で承認された額を各薬局が負担する

### **第 13 条(情報公開)**

協議会の議事録、薬局機能リスト、協議会指針等の成果物は、大正区薬剤師会ホームページ等を通じて住民・関係機関に公開する。

## **第 5 章 指針と改廃**

### **第 14 条(協議会指針)**

協議会は、地域医薬品提供体制の整備に関する指針を策定し、地域薬局連絡会および関係機関に周知する。指針は年 1 回以上見直しを行う。

## **第 15 条(規則の改廃)**

本規則の改廃は、協議会の議決を経て行う。